

1 審議会の発足と推移

甲賀市は総務省（や市長）の投票所削減の圧力を受けて、現在95カ所の投票所を46カ所削減し、49カ所にする提案をしている。当初の案は37カ所への削減であった。市選管は市民の声を聞き、慎重に審議するために投票区域再編審議会が設置され、22年10月から審議会が発足した。委員は、区長会代表5、商工会2、社協代表1、有識者1、公募2、市職員2の13名。その傍聴記録を基に、以下に今回の大幅削減に反対する理由を整理している。今回の選管の案がこの審議会の答申を完全に無視していることは、市民＝主権者、過疎地域住民の意見の無視であり、投票権の実質的な剥奪として私は非常に憤りを感じている。

審議会担当の選挙管理委員会事務局は、議会に説明した大幅削減を容認する答申を早期に得ることを最初から目標にし、審議会会長（有識者）もこれに歩調を合わせていた。しかし、区長会代表の地域住民の実状と民主主義の根幹としての投票権の保障を求める真剣で誠実な議論の前にその目論見は崩れ、会長は他の委員に諮ることなく突然の答申案を提出したことも批判され、第4回を最後に辞任した。

2 事務局の削減理由

選管委員長名の諮問理由や審議で事務局から出された削減理由は、①期日前投票の増加 ②他の自治体での期日前投票所や共通投票所の設置などの投票環境の整備 ③現在の投票所の広さやバリアフリーの対応不十分 ④投票立会人・管理者の選任の困難 ⑤風水害・感染症対策の拡充による選挙事務対応職員の確保の困難 ⑥選挙事務の効率化・合理化 ⑦投票環境の向上 ⑧選挙費用の削減 ⑨投票所が多いことによる開票事務での不正・違法の発生の可能性 などであった。

3 削減理由は根拠なし

審議を通じて、これらの理由はすべて破綻した。例えば、選挙公報配布前に開始される期日前投票の推進の妥当性への疑問、期日前投票者の増加は投票所削減理由にならない（別次元のこと）、投票所削減の代替とされる共通投票所の開設によって、選挙費用が減るところか逆に増加（市議会には1200万円の費用削減と説明）、投票所が遠くなると高齢者は投票に行きにくくなる、有権者の少ない地域は「切り捨てられ」投票環境が悪化し、投票権の不平等、投票率の低下をもたらす、立会人等は区・自治会の未加入者も含めて全市民から選任できる、大災害時は選挙や開票事務は停止されると甲賀市危機管理マニュアルで明記しており、災害は投票所の削減理由にならない、災害があろうがなかろうが今の正職員の人数では大変、投票所の多寡と開票作業での不正とは無関係、選挙事務に退職職員等の採用で職員数の減少をカバーできることなどが明らかになった。

4 大多数の委員は大幅削減に反対

審議会の議事録によれば（私は第4回から傍聴、全議事録をチェック）、大多数の委員は事務局が固執する37カ所への大幅削減に反対した。事務局は、削減の根拠として総務省の1969年通達の投票所設置の基準＝住居から3km以内、3000人以下を挙げている。しかし、37カ所への削減案では、3km以上となる投票所が19カ所も生じるという論理的に矛盾した無茶苦茶な案となっていた（第6回資料）。委員会では、現状維持が望ましいが、総務省の基準を使って削減するとしても、甲賀市の地域事情や高齢化を考慮して手厚くし、56プラス・アルファで当面考え、それも段階的に投票状況を検証しつつ将来再検討するというのが多数意見であった。

5、審議会の最終答申

最終答申は、審議の内容を十分反映したものと評価できる。そこでは、「急激な削減には反対する」ことで「審議会として意見の一致があった」と明記されている。甲南町での説明会で選管委員長が投票所を従来の 51.6%と約半分に削減する案について、「急激な削減」ではないかという質問に対して、「そう考えない」と答弁したが、これは「黒を白」という無茶苦茶であり、論理の破綻を示している。

6、「投票所が遠いと投票率が下がる」－甲賀市の投票所と投票率

投票所数と投票率との関係の様々な研究は、投票所の削減が投票率を下げることを明らかにしている。それは、甲賀市の場合も十分予想できる。令和5年4月の議会選挙では市全体は48.61%であった。しかし、事務局案で削減対象となっている有権者数が500人未満の投票所は、投票所が近く、高齢者が多いことから（40%前後）投票率が高く、いずれも60%以上の投票率で、最高は76.4%であった。1000人以下の投票所の投票率もほとんどが50%以上であった。それに対して、1000人以上の投票所はほとんどが40%台から30%台であった。こうしたデータから、高齢者の多い地域で投票所がなくなると投票に行けない人が増加することは明らかである（第6回配布資料）。

7、投票所大削減の長浜市の場合

長浜市は2022年に投票所を123カ所から36カ所（他に期日前投票所10カ所）へと3割に大削減した。その結果、2023年の県議会選挙では前回46.36%から39.66%へと6.7%減少した。投票所削減直後の2022年2月の市長選挙では投票率は前回から8.78%増の52.76%であり、投票所削減の影響はなく、すべての投票所を共通投票所にした効果があったように見えた。しかし、その背後では「投票所が遠くなったので行かなかった」人が増えていた。22年4月～5月に実施された市民意識調査では、「投票所が遠くなったので行かなかった」ことが、投票に行かなかった理由の8.9%を占めていた。また、投票環境についての意見では（複数回答）、「共通投票所を評価する」38.7%、「期日前投票所の増加希望」12.9%に次いで、11%が「投票所が遠くなり不便になった」と回答している（令和4年長浜市市民意識調査、98~104頁）。これについての審議会での委員の質問に対して、事務局は「多かったのは投票所が変わって分からなかった」であり、「遠くなっていかなかった」は少ないと虚偽の回答をした（「投票所が変わって分からなかった」という選択肢はない）（第6回審議会）。投票所削減の結果が県議選で明確に表れたと言える。

8、結論

以上の点から、高齢化社会が進む中での投票権の実質的な保障、民主主義のためには、投票所の削減はせず、投票所数の現状を維持し、そのうえで、投票の利便性の充実のために共通投票所や移動投票所の設置、投票施設のバリアフリー化の推進が適切である。公平公正な選挙は代表制民主主義の最低限の基礎である。民主主義は手間とお金がかかるが、これまで人類の歴史で試された中では最も良い政治制度である。それゆえ、議員や首長の選挙にそれなりのお金や人をかけることの何が問題なのであろうか。過疎地の人々を切り捨てることは正当化できるのか？他の国では、郵便投票の一般化や電子投票で投票の利便性を図っている。甲賀市は民主主義の原理を問われている。